

健康保険ガイド

- 病気やケガをしたとき
- こんなときどうする
- 健康保険等について
- 保険料率**
- 都道府県毎の保険料率
- 平成29年度保険料率**
- 平成28年度保険料率
- 平成27年度保険料率
- 平成26年度保険料率
- 平成25年度保険料率
- 平成24年度保険料率
- 都道府県毎の保険料率表

現在位置：全国健康保険協会 > 健康保険ガイド > 保険料率 > 都道府県毎の保険料率 > 平成29年度保険料率 > 平成29年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます

平成29年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます

平成29年02月09日

平成29年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）*からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。
*任意継続被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。

平成29年度都道府県単位保険料率

北海道	10.22%	滋賀県	9.92%
青森県	9.96%	京都府	9.99%
岩手県	9.82%	大阪府	10.13%
宮城県	9.97%	兵庫県	10.06%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	9.99%	和歌山県	10.06%
福島県	9.85%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.89%	島根県	10.10%
栃木県	9.94%	岡山県	10.15%
群馬県	9.93%	広島県	10.04%
埼玉県	9.87%	山口県	10.11%
千葉県	9.89%	徳島県	10.18%
東京都	9.91%	香川県	10.24%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.11%
新潟県	9.69%	高知県	10.18%
富山県	9.80%	福岡県	10.19%
石川県	10.02%	佐賀県	10.47%
福井県	9.99%	長崎県	10.22%
山梨県	10.04%	熊本県	10.14%
長野県	9.76%	大分県	10.17%
岐阜県	9.95%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.81%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.92%	沖縄県	9.95%
三重県	9.92%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.65%）が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特別被保険者は4月分からとなります。

Q&A

- Q1：なぜ都道府県によって保険料率が違うのでしょうか？
- Q2：なぜ全国平均の保険料率は10.0%に据え置かれるのに、都道府県ごとの保険料率は変わるのでしょうか？
- Q3：保険料は何に使われているのですか？
- Q4：今後、保険料率はどうなるのですか？

Q1：なぜ都道府県によって保険料率が違うのでしょうか？

都道府県ごとに、必要な医療費（支出）が異なるからです。

健康保険は、病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。サラリーマンなど、民間企業等に勤めている方とご家族が加入する制度で、被保険者（勤めている方）と事業主が保険料を負担しています。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。疾病の予防などにより加入者の皆さまの医療費が下がれば、その都道府県の保険料率を下げる事が可能な仕組みになっています。逆に、加入者の皆さまの医療費が上がれば、その都道府県の保険料率は上がります。

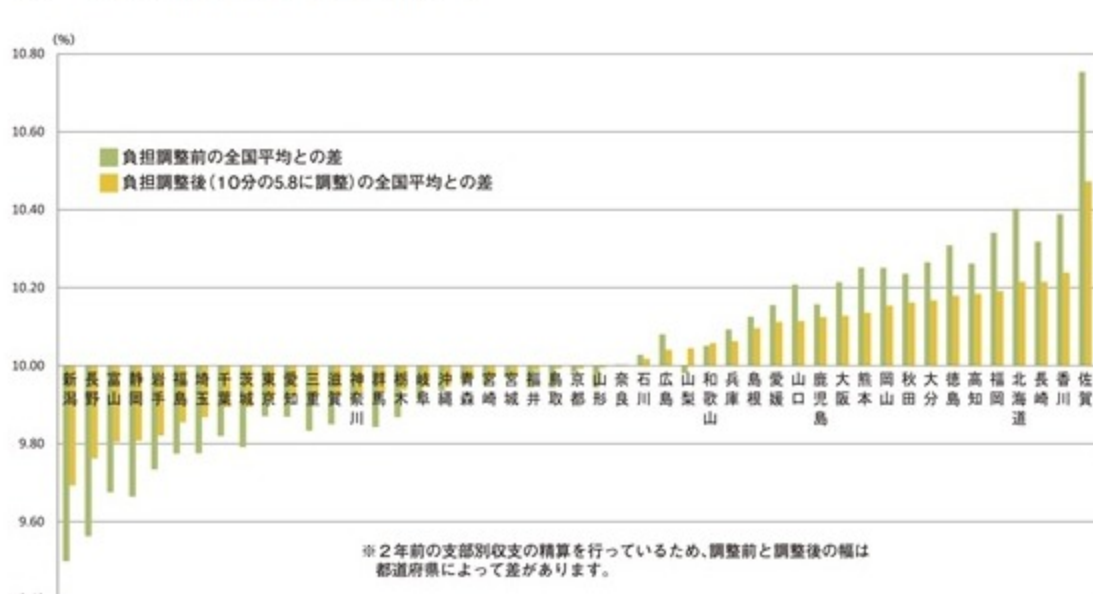
なお、都道府県間の年齢構成や所得水準の差異が保険料率に影響することがないように調整しています。

Q2：なぜ全国平均の保険料率は10.0%に据え置かれるのに、都道府県ごとの保険料率は変わるのでしょうか？

保険料率の激変緩和措置を段階的に解消しているからです。

協会けんぽでは、平成21年9月から都道府県ごとに保険料率を設定していますが、それまでは全国一律の保険料率だったことから、保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均の保険料率と各都道府県の保険料率の差を圧縮する経過措置が取られています。この措置は、現時点で平成31年度までに段階的に解消していくこととしており、平成29年度はより都道府県ごとの医療費の差が反映される保険料率としています。

■平成29年度の都道府県ごとの保険料率



Q3：保険料は何に使われているのですか？

加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

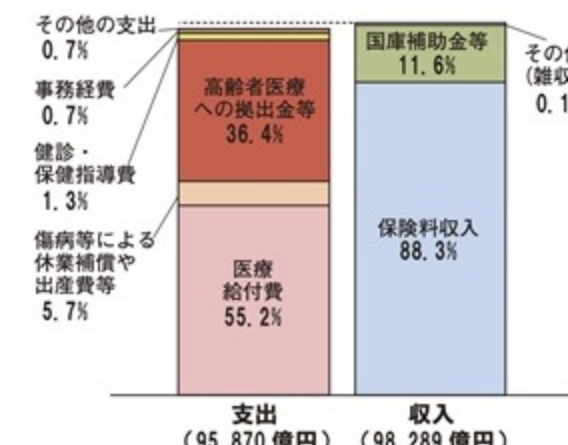
協会けんぽの収入の内訳は、国庫補助金等が約12%、保険料収入が約88%であり、加入者・事業主の皆さまの保険料が重要な財源となっています。この重要な保険料の使い道は、加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

【被保険者一人当たり】

保険料の負担：年間約**38.3万円** ⇒ 保険給付等：年間約**42.3万円**

※保険料のほか国庫補助金（税金）等により、約5.1万円が給付に充てられています。
※保険給付等には、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約15.4万円含まれています。

■協会けんぽの収支内訳（平成29年度政府予算案にもとづく見込み）

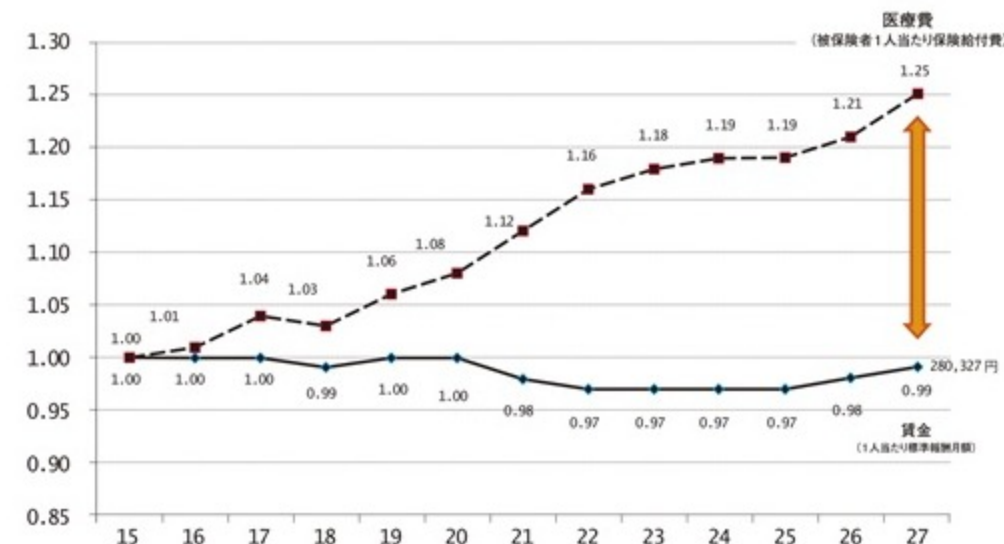


Q4：今後、保険料率はどうなるのですか？

協会けんぽの保険財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続いているため、今後の保険料率の見直しは楽観できません。

協会けんぽの支出の約6割を占める、加入者の皆さまの医療費は、医療の高度化等により年々増加する傾向にあります。一方、保険料収入の基準である賃金の伸びは低く、医療費の伸びに追いついていません。

■医療費と報酬（賃金）の伸び（対平成15年度を1.00とした場合の指数）



保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽは努力を続けます。加入者の皆さまもご協力をお願いします。

- ジェネリック医薬品の使用促進**：服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。お知らせした4人に1人がジェネリック医薬品に変更していただきました。切り替えまでの7年間の累計で約603億円（推計）です。
- 健診・保健指導・健康づくり**：加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。病気の早期発見・早期治療・適度な運動・バランスのとれた食事により、健康を保持・増進しましょう。
- 健康保険の正しい利用の促進**：審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。退職された翌日から保険証は使えません。速やかに回収して、管轄の年金事務所へご返送ください。軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、地域の救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な病ごり・筋肉疲労の薬を服用（協会けんぽ）の病後、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。
- 扶養家族の再確認**：皆さまのご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に再確認しています。平成29年度も扶養家族の再確認業務にご協力いただきますようお願いいたします。平成28年度は23億円程度の財政効果が見込まれています。
- レセプト点検・経費削減**：医療機関から不適切な医療費の請求がなされていないか点検をしています。効果額は約215億円（27年度実績）です。また、事務経費の削減にも取り組んでいます。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

介護保険制度と介護保険料について
介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。